

自動車運転免許取得助成金交付要綱

平成 24 年 6 月 29 日制定
平成 25 年 5 月 30 日一部改正
平成 27 年 4 月 30 日一部改正
平成 28 年 4 月 27 日一部改正
平成 29 年 4 月 27 日一部改正
平成 30 年 4 月 25 日一部改正
公益社団法人沖縄県トラック協会

(事業趣旨)

第 1 条 公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）は、雇用対策の一環として、若手ドライバーの人材確保・育成のために、従業員に大型免許、中型免許（限定解除含む）、準中型免許（限定解除含む）、けん引免許を取得させる貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(対象運転免許)

第 2 条 助成の対象となる免許の種類は次に掲げるものとする。

- (1) 大型免許：車両総重量 11 トン以上の自動車を運転できる免許
- (2) 中型免許：車両総重量 7.5 トン以上 11 トン未満の自動車を運転できる免許
- (3) 準中型免許：車両総重量 3.5 トン以上 7.5 トン未満の自動車を運転できる免許
- (4) けん引免許：車両総重量が 750kg を超える車を牽引する場台に必要な運転免許

(助成対象)

第 3 条 運送事業者の従業員が前条に掲げる免許を当該年度 4 月 1 日から 1 月末日の間に取得し、資格取得に要した全額費用を運送事業者が支払った場合（消費税を除く）、その一部について助成を行うものとする。

(助成金の対象範囲及び助成金額)

第 4 条 1 運送事業者に助成する交付は、1 回分を限度とする。

2 助成金の交付額は、当該年度に新たに第 2 条のいずれかの免許を取得した場合、沖ト協に所属する運送事業者（以下「会員事業者」という。）は、大型免許取得については 30,000 円、中型免許（限定解除含む）、準中型免許（限定解除含む）、けん引免許取得については 20,000 円とし、沖ト協に所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）は、大型免許取得については 6,000 円、中型免許（限定解除含む）、準中型免許（限定解除含む）、けん引免許取得につき 4,000 円とする。複数の種類の免許を同時に取得した場合は、助成額の高い方に準ずる。

3 準中型免許取得については、別途全日本トラック協会が実施する「準中型免許取得助成事業実施要項」等に基づき、助成金を交付する。

(実績報告及び助成金の請求)

第 5 条 運送事業者は、従業員が免許取得したときは、第 6 条の期日までに、様式 1 「自動車運転免許取得助成金実績報告書(兼)請求書」（以下「請求書」という。）、免許証（取得後）

の写し、健康保険被保険者証の写し、または雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し、並びに教習所等への費用支払い領収書等の写しを沖ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付請求期限)

第6条 前条の助成金交付請求期限は免許取得した日の属する会計年度の1月末日までとする。

ただし、1月末日か沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(助成金交付)

第7条 沖ト協は、第5条の請求書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めたときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

(助成金の返還)

第8条 運送事業者は、助成金交付後に虚偽の事実が判明した場合及び、当該免許取得者か免許取得後1年以内に退職した場合には、速やかに沖ト協に報告し、助成金を返還しなければならない。

(報告)

第9条 沖ト協は、この要綱に定める助成制度に関して、運送事業者に必要な報告を求めることができる。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協か別にこれを定める。

附則（平成24年6月29日）

第1条 本要綱は平成24年9月29日より適用する。

附則（平成25年5月30日）

第1条 本要綱は平成25年4月11日より適用する。

第2条 改正前の要綱（平成24年6月29日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成27年4月30日）

第1条 本要綱は平成27年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱（平成24年6月29日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成28年4月27日）

第1条 本要綱は平成28年4月1日より適用する。

附則（平成29年4月27日）

第1条 本要綱は平成29年4月1日より適用する。

附則（平成30年4月25日）

第1条 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

準中型免許取得助成金交付要綱

平成29年3月24日 制定

平成30年3月14日 改正

平成31年3月25日 改正

令和 2年3月11日 改正

令和 3年4月 1日 改正

令和 4年4月 1日 改正

公益社団法人 全日本トラック協会

(事業趣旨)

第1条 全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）は、少子高齢化に対応した若年労働者を確保するため、都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）を通じて、地ト協会員事業者（以下「事業者」という。）が運転者として採用した高等学校新卒者等の若年者の準中型免許取得に対する支援を行う。

(助成対象)

第2条 助成の対象となる経費は、次に掲げる準中型免許の取得のために指定自動車教習所等で要する費用とする。

(1) 準中型免許の取得（以下「準中取得」という。）

(2) 5トン限定準中型免許の限定解除（以下「限定解除」という。）

(助成額)

第3条 助成金は、事業者が別に定める要件を満たす従業員に準中取得もしくは限定解除に係る費用を負担した場合に、準中取得は4万円、限定解除は2万5千円を上限として交付する。

2 1事業者あたりの助成額の上限を20万円とする。ただし、国、地方自治体及びその他団体等が実施する助成制度等により助成金が交付されている場合、全ト協は助成金を交付しない。

3 従業員が個人で負担した費用については、全ト協は助成金を交付しない。

4 全ト協と地方ト協の助成金の合計が事業者の負担額を上回る場合は、全ト協の助成額を減額する。

(実績報告及び助成金の請求)

第4条 助成金の交付を受けようとする地方ト協は、別に定める期日までに様式1「準中型免許取得助成事業実績報告書」（助成金交付請求書）を全ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第5条 全ト協は、前条に基づき実績報告及び助成金の請求があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めるときは、地方ト協に対して助成金を交付する。

2 地方ト協は、全ト協から交付された助成金を事業者に交付する。

(助成金の返還)

第6条 全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方ト協を通じて事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(実施要綱等の提出)

第7条 地方ト協は本事業に係る実施要綱等を定め、あらかじめ全ト協会長に提出しなければならない。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、全ト協が別にこれを定める。

(附則) (平成29年3月24日)

第1条 本要綱は平成29年4月1日より適用する。

(附則) (平成30年3月14日)

第1条 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

(附則) (平成31年3月25日)

第1条 本要綱は平成31年4月1日より適用する。

(附則) (令和2年3月11日)

第1条 本要綱は令和2年4月1日より適用する。

(附則) (令和3年4月1日)

第1条 本要綱は令和3年4月1日より適用する。

(附則) (令和4年4月1日)

第1条 本要綱は令和4年4月1日より適用する。

準中型免許取得助成事業における助成金交付要件（第3条関係）

下記①～④のすべての要件を満たす場合に限り、助成金の交付対象とする。

- ① 当該事業者が、令和3年4月1日以降に、当該運転者を採用していること。
- ② 当該運転者は、平成元年6月2日以降の生まれであること。
- ③ 当該運転者が、令和3年4月1日以降に指定自動車教習所等を活用して準中型免許を取得していること。
- ④ 当該運転者が、助成金申請時に当該事業者にて在籍し、運転者として従事していること。

以上